

自社にて人材育成セミナー・社内研修を検討の事業所様へ



# 人材育成事業費助成金ご案内

## ■目的内容

地場産業の人材育成及び企業の振興を図るため、社内における人材育成セミナーを開催する経費の一部を次のとおり助成いたします。

## ■対象者

当所会員事業所であり、中小企業基本法(昭和38年法律第154号第2条)に規定する中小企業並びに事業所所在地が美濃市内にあることとする。

## ■対象事業

- ・講師を社内に招いて行う人材育成セミナー（オンライン形式によるセミナーでも可）  
（例）新入社員セミナー・管理職セミナー・各種スキルアップセミナー・その他、当所が必要と認めるセミナー等
- ・対象となる人材育成セミナーが国、県その他の補助金を受けているときは対象事業から除く。
- ・令和3年度（4月1日以降）開催の人材育成セミナーとする。
- ・期間：令和3年4月1日～令和4年2月28日  
※4～5月に研修を開催した場合には、7月中旬までに申請

対象事業	助成金の額	助成金の限度額
人材育成セミナー 社内研修 オンラインセミナー等	講師謝金（旅費交通費は除く）の 2分の1以内 ※ただし100円未満は切り捨て	50,000円 ※1事業所今年度1回限り

## ■締切

先着順。（予算枠に達し次第終了させていただきます。）  
※仮申請書を受付けた順とします。

## ■仮申請

仮申請を希望される場合は、商工会議所ホームページにある「美濃商工会議所人材育成事業費助成金仮申請書」をダウンロードし必要事項を記入の上、当所窓口へ提出してください。

## ■交付申請

人材育成セミナー等を開催後30日以内に、美濃商工会議所人材育成事業費助成金申請書・人材育成事業収支決算書に研修・セミナーの概要がわかる資料（研修カリキュラム等）、講師謝金の領収書の写し、研修状況写真を添えて提出してください。

